

令和6年度 古瀬間墓園墓所貸付の御案内

1 申込資格

○ 申し込みできる方は、(1)～(3)の条件を全て満たす方です。

- (1) 豊田市に住所を有していること。
- (2) 申請者及び申請者の世帯員いずれも墓所の使用許可を受けていないこと。
- (3) 親族の遺骨を埋蔵する場所がなく、次のいずれかに該当すること。
 - ア 埋蔵・収蔵前の遺骨を所有し、かつ、埋火葬許可書等があること。
 - イ 改葬する遺骨があり、かつ、改葬許可証の発行が受けられること。(改葬は遺骨を全て移す場合のみであり、分骨での申込みはできません。)

2 貸付墓所

○ 貸付墓所の区画面積・永代使用料は下表のとおりです。

○ 募集区画については別途「古瀬間墓園貸付墓所の案内図」を御確認ください。

区画面積		永代使用料 (円/区画)	区画面積		永代使用料 (円/区画)
(㎡)	間口×奥行		(㎡)	間口×奥行	
2.25	1.5m×1.5m	184,500	6	2.0m×3.0m	492,000
3	1.5m×2.0m	246,000	7.5	2.5m×3.0m	615,000
4	2.0m×2.0m	328,000	9	3.0m×3.0m	738,000
5	2.0m×2.5m	410,000	12	3.0m×4.0m	984,000

* 永代使用料は区画面積1㎡あたり、82,000円です。

* 区画面積は設計当初のものとなっておりますので、必ず現地確認の上で申込みください。

* 貸出区画に破損がある場合は、貸付決定後に市で補修し引渡します。

* 貸付後、野生動物や災害等による破損の補修は自己負担となります。

3 申込方法

申込期間	日程：令和6年7月1日(月)受付開始 時間：午前9時00分～午後5時00分 ※令和6年度から随時受付に変更となります。
提出書類	(1) 古瀬間墓地公園墓所利用許可申請書 (2) 申請者本人の住民票 ※コピー可。ただし、申請者にてあらかじめ用意をお願いします。 原本と相違ないことを証明するため、署名していただきます。 (本籍地記載かつ世帯員すべての表示があり、発行日から3か月以内) (3) 次のいずれかの書類 ①：埋火葬許可書等(豊田市の場合「死体火葬許可書」)の写し ②：改葬の方は「埋蔵・収蔵証明書(原本)」 (現在利用している墓地の管理者(寺院・市役所等)に発行を依頼してください)
申込窓口	豊田市役所 都市整備部 公園緑地つかう課(本庁西庁舎3階北側) * 郵送や電子メール、インターネットでの申込みはできません。 * 申込状況の問い合わせは、公園緑地つかう課の窓口のみで行います。 * 申込み後、墓所の変更はできません。

4 墓所決定までの流れ

	月	火	水	木	金
1			申込受付		
2					
3			「決定通知」「納付書」を送付		
4			※永代使用料を納付期限までに納入		
5					
6	「利用許可証」を送付（届き次第お墓を建てるができます。）				

利用者は、常に墓所を清潔にし、他の利用者に迷惑を及ぼすことのないよう努めなければなりません。ルールを守らない場合は、利用許可が取り消され、墓所の原状復旧及び返還を命じられます。

古瀬間墓園現地でのお問い合わせ

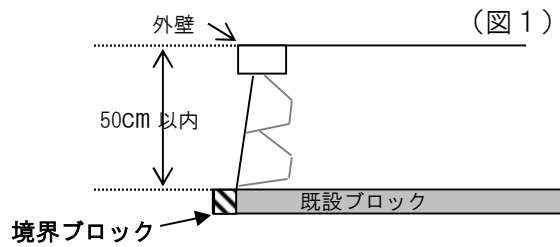
事務所：古瀬間墓地公園管理事務所
 所在地：豊田市古瀬間町追手678
 電話番号：0565-88-0621
 開館時間：午前8時30分～午後4時30分
 休館日：12月28日～1月5日

古瀬間墓園墓所貸付に関するお問い合わせ

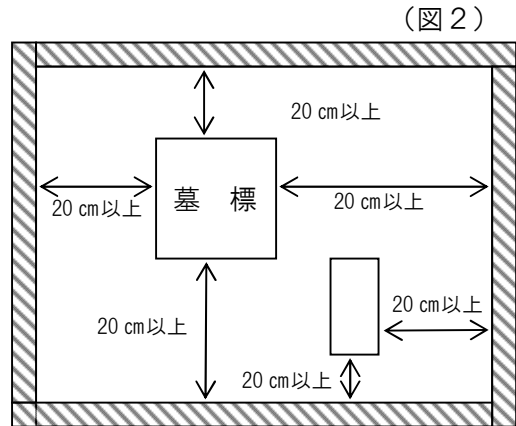
担当課：豊田市役所 都市整備部 公園緑地つかう課（本庁西庁舎3階北側）
 所在地：豊田市西町3丁目60番地
 電話番号：0565-34-6621（直通）
 開庁時間：午前8時30分～午後5時15分
 閉庁日：土日祝日、12月29日～1月3日

古瀬間墓地公園施設基準及び内規

- 1 墓所に囲障、石積（盛土）をする場合は、墓所の四方とも、区画界ブロックから高さ50cm以内とする。（図1）



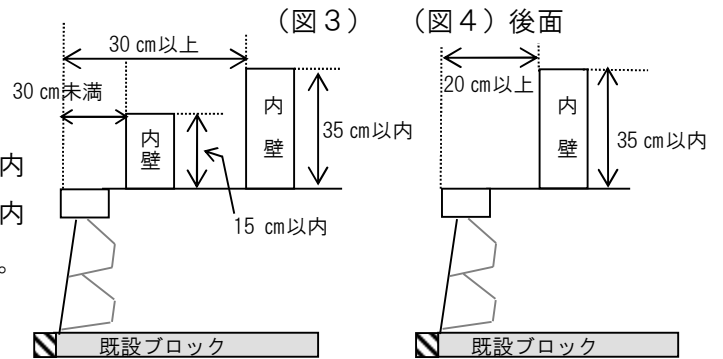
- 2 墓所に設ける墓標、形象類は、墓所の区画界ブロックの内側20cm以上後退するものとする。（図2）



- 3 墓所内の植え込み樹木は、高さ120cm以下で、整形できる樹種のものとする。（ただし、生垣、囲障とする場合は、50cm以内）

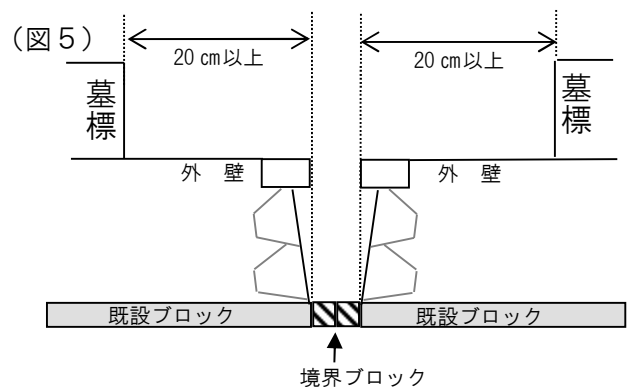
- 4 内壁を設置する場合（図3、4）

- ① 外壁より30cm未満は高さ15cm以内
 - ② 外壁より30cm以上は高さ35cm以内
- ただし後面については20cm以上とする。

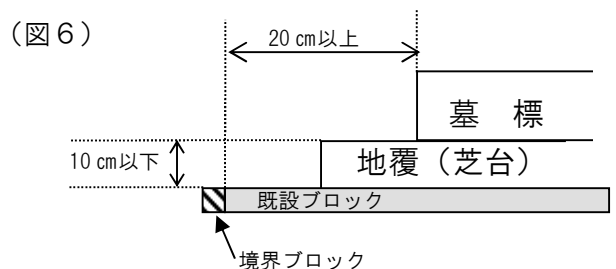


- 5 区画ブロックについて（図5）

- ① 外壁を区画界ブロック（既設）の上に重ねてはならない。
 - ② 区画界ブロックを動かしたり、はずしたりしてはならない。
- ただし入り口ブロックについては、届出許可を得れば取りはずしてもよい。



- 6 地覆（芝台）は、10cm以下であること。10cmをこえる台は、墓標とみなす。（図6）



豊田市古瀬間墓地公園墓所利用許可申請書

豊田市長 様

注意 記入上の注意を読んでから記入してください。

申請日 令和●年●月●日

申請者	ふりがな とよた たろう 氏名 豊田 太郎	生年月日 昭和30年 3月 4日	
	住所 〒 471-8501 豊田市西町3丁目60番地 電話 34 - 6621		
	本籍 愛知県名古屋市中区三の丸3丁目1番地2		
申込墓所	墓所番号 17	面積 2.25 m ²	区画番号 317
	使用料 184,500 円		
予埋 定者 蔵	氏名 豊田 花子	申請者からみた続柄 母	
添付書類 1 住民票の写しその他の住所を証明する書類 2 埋火葬許可書の写し又は埋蔵収蔵証明書			

記入上の注意

- 1 太枠の中のみ記入してください。
- 2 住所は、アパート名、〇〇様方等まで詳しく記入してください。
- 3 申込み後の墓所変更はできませんので、区画番号をよく確認して、記入してください。

処理欄

利用の決定	<input type="checkbox"/>	年 月 日
許可書発行	<input type="checkbox"/>	年 月 日
納付書送付	<input type="checkbox"/>	年 月 日
使用料納付	<input type="checkbox"/>	年 月 日

決定者	検討者	検討者	起案責任者
E	F	G	

豊田市古瀬間墓地公園墓所利用許可申請書

豊田市長 様

注意 記入上の注意を読んでから記入してください。

申請日 令和 年 月 日

申請者	ふりがな 氏名	生年月日 年 月 日		
	住所 〒	電話 —		
	本籍			
申込墓所	墓所番号	面積 m ²	区画番号	
	使用料 円			
予埋 定者 蔵	氏名	申請者からみた続柄		

- 添付書類
- 1 住民票の写しその他の住所を証明する書類
 - 2 埋火葬許可書の写し又は埋蔵収蔵証明書

記入上の注意

- 1 太枠の中のみ記入してください。
- 2 住所は、アパート名、〇〇様方等まで詳しく記入してください。
- 3 申込み後の墓所変更はできませんので、区画番号をよく確認して、記入してください。

処理欄

利用の決定	<input type="checkbox"/>	年 月 日
許可書発行	<input type="checkbox"/>	年 月 日
納付書送付	<input type="checkbox"/>	年 月 日
使用料納付	<input type="checkbox"/>	年 月 日

決定者	検討者	検討者	起案責任者
E	F	G	

埋 蔵 ・ 収 蔵 証 明 書

申 込 者	住 所	
	氏 名	
	死亡者との続柄	
死 亡 者	氏 名	
	死 亡 年 月 日	

上記の御遺骨を 当 の墓地に埋蔵（納骨堂に収蔵）

してあることを証明します。

愛知県豊田市長様

年 月 日

（墓地・納骨堂管理者）

住 所

氏 名

